



# 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 会議報告 トロント会議 ～パートナー・ローテーション制度変更の暫定決定をする 他～

国際会計士倫理基準審議会ボードメンバー かとう あつし  
加藤 厚

2014年4月7日から9日まで、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants）の会議が、カナダ勅許職業会計士協会（CPA CANADA）のトロント本部事務所にて開催された。IESBAは、パブリック・ボードメンバー4名、監査実務ボードメンバー9名、非監査実務ボードメンバー4名の、合計17名のボードメンバーで構成されている。実は、パブリック・ボードメンバーであったJörgen Holmquist議長が、今回の会議の直前の3月28日に急逝され、現在、後任の議長を選出中である。今回の会議は、Wui San Kwok副議長が議長代理を務めた。

また、各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーはテクニカル・アドバイザーを参加させている。その他、公式オブザーバー2名（欧州委員会及び日本の金融庁からそれぞれ1名）、IESBAの諮問助言グループ（CAG：Consultative Advisory Group）の議長及び公益監視委員会（PIOB：Public Interest Oversight Board）のメンバー各1名、並びにIESBAスタッフ数名が会議に参加している。今回のトロント会議は、ボードメンバー16名を含む、総勢30名を超す参加者があった。

日本からは、金融庁からの公式オブザーバーの他、2014年1月1日にパブリック・ボードメンバーに就任した筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーに就任した矢定俊博会員が、今回の会議から初参加した。また、日本公認会計士協会（JICPA）倫理担当の上林三子雄常務理事と北澤英也事務局スタッフが一般オブザーバーとして傍聴した。

以下、今回の会議の概要を、進捗度合及び日本への影響度が高いと思われるテーマから順にご報告する（注：IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsは、本稿においては、倫理規程という。また、特に断り書きがない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。）。

## 1 2013年12月ニューヨーク会議議事録の承認とイントロダクション

冒頭、Holmquist議長の突然のご逝去についての報告があり、全員で黙祷をした。新しい議長が決まるまでの間は、臨時の議長を選ぶか、適任者が見つからない場合はKwok副議長が議長代理を務めていくことに

なった。

続いて、前回会議（2013年12月ニューヨーク会議）以降のIESBAの活動等について説明があった。そして、前回会議の議事録については、審議を踏まえ、一部修正することを前提に承認された。

## 2 上級職員の監査クライアントへの長期的関与（パートナー・ローテーションを含む）（Long Association of Senior Personnel (Including Partner Rotation) with an Audit Client）

現行のセクション290（監査業務及びレビュー業務における独立性）には、監査人の監査クライアントへ

の長年の関与の結果生じ得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因を許容可能な水準まで軽減する手段として、社会的影響度の高い事業体（PIE：Public Interest Entity）の監査業務の主要な担当社員等（KAP：Key Audit Partner）に対して、7年の関与期間後、2年のクーリングオフ期間のローテーションが規定されているが、複数の国では追加的な要求又は異なった要求をしている。このため、現行の規定が依然として適切であるか否か、特に、PIEのKAPローテーションの要求に焦点を当てて検討することが、当プロジェクトの目的である。

今回の会議においては、今までの議論を踏まえた上で、次回の会議（2014年7月）において公開草案を決議する内容を暫定決定した。以下、それらの概要を説明する。

なお、ファーム・ローテーション及び強制入札については、国際的な動向を注視しつつも、現在は当プロジェクトの検討の対象としていない。ただ、今回の会議の直前には、欧州議会本会議において法定監査指令及びPIEの法定監査に関する規則の修正が承認され、欧州においてファーム・ローテーション制度が導入されることが決まった。今後、IESBAにおいては、これに関連した国際的な動向に注意を払っていくことになると思われる（97頁7.「緊急課題及びアウトリーチ・プロジェクト」参照）。

### (1) クーリングオフ（日本：インターバル）期間の見直し

現在の、7年－2年のローテーション期間を改訂する内容について、タスクフォース（TF）から、表1のような選択肢が提案されて審議された。選択肢(a)については、クーリング

【表1】

選択肢	監査関与期間	クーリングオフ期間（監査及び審査業務の禁止）			
		LAEP		KAP	
		上場 PIE担当	非上場 PIE担当	上場 PIE担当	非上場 PIE担当
(a)	7年	（この区分がない）		3年	3年
(b)暫定決定	7年	5年	5年（当初の提案：2年）	2年	2年
(c)現行	7年	（この区分がない）		2年	2年

(注)PIE（Public Interest Entity）：社会的影響度の高い事業体（日本：倫理規則上の「大会社等」）  
 KAP（Key Audit Partner）：監査業務の主要な担当社員等（日本：倫理規則も同じ表現）  
 LAEP（Lead Audit Engagement Partner）（日本：「筆頭業務執行社員」に相当）

オフ期間を1年間延長しただけでは効果が薄いのに、全KAPが対象になり、影響する範囲が広い等の理由により、支持するボードメンバーが少なかった。結局、監査先との関係における独立性の観点から、一番大きな影響力を持つLead Audit Engagement Partner（LAEP）のクーリングオフ期間を5年間に延長することが一番効果があるという主な理由から、選択肢(b)が暫定決定された。

なお、現在の倫理規程には、LAEPという概念（定義）はないので、ここでは便宜上この表現を使っているが、最終的な表現は、今後、検討されることになっている。

### (2) LAEPとしての部分的な関与期間とクーリングオフ期間の関係

7年間の関与期間の途中に、LAEPになった場合のクーリングオフ期間をどうするかについては、次の2つの選択肢が議論された。

- (a) 連続して又は累積して7年間LAEPとして関与した場合だけ、5年間クーリングオフする。
- (b) 7年間のうちの一部（例えば、1年間）だけでもLAEPとして関与した場合は、5年間クーリングオフする。
- 上記の選択肢(a)については、複雑

すぎて予期しない結果が生まれる可能性等が指摘され、(b)案の採用が暫定決定された。

### (3) クーリングオフ期間中の関与可能又は不能業務について

パートナー・ローテーション制度の効果を高めるためには、単にクーリングオフ期間を延ばすだけでなく、KAP又はLAEPであったパートナーがクーリングオフ期間中における監査チームやクライアントとの関係や提供できる業務の内容をより一層制限すべきとの案がTFから提案されて、審議を行った。その結果、次頁の表2のような暫定決定が行われた。

なお、この暫定決定には、本会議の後の2014年4月29日に行われたボードメンバーによる電話会議の結果も反映されている。

表2の(1)のように、クーリングオフ期間が2年経過した後なら、監査チーム又はクライアントとの協議内の一定の業務を提供できるようにする主な趣旨は、2年間経てば独立性の阻害要因の重要性が許容可能な水準にまで軽減されること、人的資源や専門的能力に限界のある会計事務所等及びクライアントに対する実務上の配慮等が挙げられている。もともと協議だけでなく、直接監査結果

【表2】

制限される業務	クーリングオフ期間	
	最初の2年間 (LAEP及びその他のKAP)	次の3年間 (LAEPのみ)
(1) 監査チーム又はクライアントとの協議 (Consultation)	監査の結果に影響するような専門的、業種固有の事項、取引、事象等についての協議をしてはならない（前年度監査に関して行った又は結論に達した作業に関しては除く）。	LAEPとして通常会計事務所等内で協議するような専門的又は業界固有の事項であり、かつ、監査担当中にはLAEPとして問題にできなかった事項については、協議することができる。
制限される業務	クーリングオフ期間 (LAEP: 5年間、その他のKAP: 2年間)	
(2) 一定の責任を負うこと (Be responsible for)	次のような責任を負うことはできない。 ・ 監査クライアント <sup>(注)</sup> への専門的サービス提供の指導的又は調整的 (Leading or coordinating) 役割の責任 ・ 監査クライアント <sup>(注)</sup> と会計事務所等との関係を監督する (Overseeing) 責任	
(3) 一定の役割又は活動の行使 (Undertake any role or activity)	LAEP又はKAPに、次の結果をもたらすような役割又は活動 (非保証業務の提供を含む) を、監査クライアント <sup>(注)</sup> に対して行ってはならない。 ・ 上級経営者又は統治責任者 (Those Charged With Governance、日本: 倫理規則上の「監査役等」) と継続的又は頻繁な交流を持つこと ・ 監査の結果に影響を及ぼすこと	
(注) TFの説明によると、「監査クライアント」は、クーリングオフ期間の前に、LAEP又はKAPとして関与したクライアントを指す。したがって、これらの制限は、クーリングオフ期間中に会計事務所等のCEOや理事長等の経営執行役に就任することを禁止するものではないとのことである。今後、表現の明確化を図っていくことになっている。		

に影響を与えないサービスの提供や限定的な社会的交流についても、2年経過後は認めるとの案があったが、クーリングオフの趣旨を踏まえ限定的にする、複雑にしない、業務の区分のむずかしさから協議に限定された案が、再提案された。しかし、このような提案に対しても、クーリングオフ期間中の協議について異なる取扱いをすることは、制度が複雑であり、行ってもよい協議とできない協議の区別がむずかしい等の意見もあったが、結局、TFの提案どおりに暫定決定された。

#### (4) 全般的原則の表現の見直し

長期的関与とローテーションに関する原則及びガイダンスを強化するために、全ての監査業務に適用され

る全般的なフレームワーク及び一般原則を規定したパラグラフ290.150に、例えば、次のような説明を追加することになった。

- ・ 馴れ合いと自己利益の阻害要因が、公正性と職業的懐疑心に影響を与え得るものである旨
- ・ 馴れ合いと自己利益の阻害要因が、長期的関与によっていかに生じるかという説明
- ・ 長期的関与によって生じる阻害要因の重要性を評価する際に考慮すべき要素 (個人と監査クライアントとの関係性を含む)

#### (5) 予想外の状況等における統治責任者の同意

予想外の状況 (就任が予定されていたKAPの重病等) により必要なロー

テーションが実施できなくなった場合には、現在のKAPの関与を最長1年間延長できる (パラグラフ290.152)。また、クライアントがPIEになる前にKAPとして関与した期間は、PIEになった後の関与期間の算定に反映する (パラグラフ290.154)。今回の暫定決定によると、今後、このような特殊な状況における取扱いを実行する場合は、会計事務所等は、クライアントの統治責任者と協議して同意 (Concurrence) を得なければならなくなる。

ところで、筆者は、このConcurrenceの意味や翻訳のあり方については、IESBAの「独立性に関する要求事項の違反」プロジェクトに対応するため、JICPAの規定改正作業 (2014年1月21日「倫理規則」及び「独立性に関する指針」の改正並びに「利益相反に関する指針」の制定に関する公開草案の公表について) として公表) において問題になったことを紹介した。その結果、IESBAとして、今後、Concurrenceの意味を明確にするように検討することとなった。

#### (6) 今後の予定

今回の会議において結論のでなかったクーリングオフ期間中の関与可能又は不能業務に関しては、2014年4月29日にボードメンバー、テクニカル・アドバイザー及びオブザーバーによる電話会議によって審議した (その結果は、上述の説明に反映済み)。

次回の会議 (7月) では、今までの議論や暫定決定を反映した公開草案を承認する予定である。

### 3 非保証業務 (Non-Assurance Services)

当プロジェクトの趣旨は、セクショ

ン290及び291にある非保証業務に関する規定を見直し、保証業務、特に、財務諸表監査の独立性について、より強化するアプローチを継続して支援することであり、監査クライアントへの監査人による非保証業務の提供に関して追加的な制限を設けるべきか否か、一定の非保証業務を禁止する根拠としての重要性の利用が現在も適切であるか否かについて検討することを含んでいる。

今回の会議の目的は、今までの議論を踏まえて、公開草案の内容を確定することであり、次のような暫定決定が行われた。

#### (1) 会計帳簿の記帳代行及び税務業務に関する緊急例外規定の削除

会計帳簿の記帳代行及び税務業務に関する緊急の場合（例えば、クライアントにとって、当該会計事務所等に依頼する以外の選択肢がない場合）には、これらの業務を監査クライアントに提供できるという例外規定（パラグラフ290.174及び290.186）を削除することが暫定決定された。このような事態が生じるのは非常にまれ、かつ、異常事態であり、IESBAの倫理規程に含めるべき性質のものではなく、むしろ、各国の規制当局が必要に応じて手当てすべきことであるというのが主な理由である。また、「緊急」や「例外」の判断を恣意的に行うことで悪用される可能性があるこのような規定を削除することにより、倫理規程を強化することができる。

#### (2) 非保証業務の提供に関する経営者の責任の明瞭化

経営者の責任に係る規定の改訂案においては、職業会計士が、いかなるものが経営者の責任（Management Responsibilities）であるかを区

別できるように表現を強固かつ論理的にするため、文書構成を変更することになった。

現行規定（パラグラフ290.162～166）によると、監査人が監査クライアントに非保証業務を提供する場合には、それに関して経営者が重要な判断や意思決定をすること、そして、当該非保証業務の結果を評価し次にとるべき対策を講じる責任を負っていることを、会計事務所等は確かめる必要がある。この要求は変わらないが、監査人が経営者の責任を負わないことをさらに確実にするために、要求事項をいくつか追加し、表現の明確化を図り、さらには、経営者の責任の例を追加したりすることになった。なお、現行規定における非保証業務の1つの「日常的で事務的な活動（Routine and administrative activities）」が、経営者の責任と混同されるのを避けるために、「事務的なサービス（Administrative Services）」として独立したサブセクションにした上で内容の明確化を図ることになった。

また、同様の改訂が、職業会計士が非監査クライアントに対して非保証業務を提供する場合の規定（パラグラフ291.140～150）にも行われることになった。

今回の会議において、監査人がクライアントの資産を管理・保有することが経営者の責任に該当するか否かが議論された。初歩的な例としては、国によってはクライアントの銀行勘定や投資、信託財産、特殊な監査における前払金等を一時的に預かったり、高度化したコンピューターシステムにおいては、クライアントの電子ファイルやデータを保管することがある。このプロジェクトのTF

からは、独立したTFを作って詳しく検討すべきとの提案があったが、時期尚早ということで見送られ、現在のTFでさらに検討することになった。

(3) 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成に関する規定の「定型的又は機械的な」という表現の明瞭化  
現行のサブセクション「会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成」に係る規定（パラグラフ290.167～170）に関連して使われている「定型的又は機械的な（Routine or mechanical）」という表現（パラグラフ290.171と173）を明瞭にするために、その説明と例を追加することになった。

#### (4) 今後の予定

今回の会議の暫定決定に基づき、2014年5月20日に、公開草案が公表された。公開草案に寄せられたコメント（締切日：2014年8月18日）を審議した上で、IESBA倫理規程を改訂するのは2014年の第4四半期に計画されている。

## 4 倫理規程のPart C（企業等所属の職業会計士に対する規程）の見直し

倫理規程のPart Cの見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- 非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からのプレッシャー
- 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士の責任
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

これまでの議論を受けて、フェーズを2つに分け、第一フェーズを、セクション300（導入）、セクション320（財務情報の作成及び報告）、セ

クション330（十分な専門知識を備えた行動）及びセクション340（金銭的利益）とする。なお、セクション320のうち、他者からのプレッシャーへの対処については、新しいセクション370（基本原則への違反のプレッシャー）を設けることとした。また、第二フェーズをセクション350（勧誘）とした。

### (1) セクション320（財務情報の作成及び報告）の見直し

今回の会議においては、まず、セクション320の見直し案がTFから提示され審議した。ボードは、企業等所属の職業会計士が次のような事態に直面したときに、基本原則に関連した自身の責任を理解することを支援するために、強化されたガイダンスが取り込まれたセクション320の見直し案を暫定的に支持した。

- 財務報告フレームワークの適用上の判断の誤用や悪用及び、
- 取引を仕組むことによる虚偽表示  
審議においては、「企業等所属の職業会計士が関与する財務情報は完全（Complete）でなければならない」という表現は強すぎるという意見が多かった。また、ドラフトには、読者をミスリードする財務情報の例として、引当金を故意に多額に計上する例（いわゆる、Big bath accounting）、会計上の見積りに恣意性が入るケース、エンロン事件のように取引を仕組む例等が挙げられたが、これらは監査や会計基準で扱うことで、倫理基準で具体的に取り上げるものではないとの指摘があった。

このように、何を例として取り上げるべきかという議論の他には、文章の表現上の問題等の指摘がいくつかあったが、セクション320の変更

案については、基本的にボードの了解が得られた。

### (2) セクション370（基本原則への違反のプレッシャー）の新設

現在はセクション320の一部になっている、企業等所属の職業会計士に対して非倫理的行為又は違法行為へ関与させようとする上司等からのプレッシャーへの対処については、新しいセクション370「基本原則への違反のプレッシャー」を設けて移し、ガイダンス等を充実することになった。

IESBAは、新しいセクション370において、企業等所属の職業会計士には馴染まない恐れのあるセーフガード・アプローチを採用するか否かについて検討したが、結局、セーフガード・アプローチを採用することについては過去の議論において基本的に合意されていた。しかし、今回の議論においては、阻害要因とセーフガードの説明の仕方（プレッシャーの例示、プレッシャーを緩和する手段の例示等を含む）について再検討することになった。これには、企業等所属の職業会計士に対する脅迫的な阻害要因と、そのようなことへのセーフガードがあるのかどうかということの検討も含まれる可能性がある。

また、企業等所属の職業会計士の場合は、会社の規模や組織・運営形態、従業員や役員としての立場の違い、さらには、国によって異なるシステムや考え方の違い等、責任や立場、環境等が多種多様なので、そういう要因も考慮すべきであるという考え方（Diversity of ethical norms）に関しては、ボードの意見が必ずしも統一されていない。今までは、グローバル・スタンダードとしての倫理規程を作る場合には、そういうこ

とは考慮する必要がないという意見が強かったようだが、今後、さらに検討することになった。

### (3) 今後の予定

現在のところ、2015年春ごろに公開草案を承認する計画で、プロジェクトを進めている。

## 5 倫理規程の構成（Structure of the Code）

倫理規程の構成プロジェクトの目的は、IESBAの倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによって、倫理規程の適用、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法を検討することである。

### (1) プロジェクト提案の承認

今回の会議では、前回までの議論及びCAGからの意見を踏まえ、TFが作成した最終報告及び提案を検討して、主に、次の事項に関するプロジェクト提案を承認した。

#### ① 要求事項とガイダンスを明確に区別すること

概念的枠組みアプローチのフレームワーク（阻害要因に対してセーフガードを適用するアプローチ）においては、基本的要求事項を明瞭に特定する。

#### ② 会計事務所等の責任と職業会計士個人の責任をより明確に認識できるようにすること

会計事務所等の方針及び手続を整備することにより、そこに所属する特定の職業会計士個人の責任をより明確に認識できるようにする必要がある。これに関しては、国際品質管理基準第1号（ISQC 1）との関係における会計事務所等の責任の明確化が必要ではないか、会計事務所等による会計士のアサイメントに基づく倫理的な個人の責任問題はこのプ

プロジェクトの範囲外ではないか、個々のケースの違いへの対応は会計事務所等の方針及び手続で対応するのがベストではないか、国際監査・保証基準審議会（IAASB）と協調していく必要性、理解可能性と執行可能性の観点からの配慮の必要性があるのではないかなどについて議論された。

### ③ 倫理規程の表現の明確化を図ること

これから作る草案作成要領（Drafting conventions）及び専門的なエディターを利用して、倫理規程において使われる言葉や表現の明確化及びそれらの統一的な適用を促進する。例えば、短くて明瞭な文章、shouldでなくshallに統一、文化的なあるいは翻訳上の配慮も必要等の認識がなされた。

### ④ 倫理規程の再編及び電子化を図ること

短期的には、倫理規程の電子化を企画しアドバイスする。そして、中期的には倫理規程の再編に合わせてより高度な電子化を達成していく。それによって、分類の変更や要約の掲載、リンクや検索機能等の強化を図ることにより、会計関係以外の人々にも幅広く倫理規程の利便性を向上させることが可能となる。

### (2) 今後の予定

労力を必要とするこのプロジェクトをタイムリーに推進させるためには、十分なリソースの配分が不可欠であることが認識された。一方で、より緊急でかつ重要な進行中の他のプロジェクトを先に終了させる必要があるとボードが決定した場合は、そのプロジェクトの計画との調整も必要であることが確認された。

次回の会議（7月）では、コンサルテーション・ペーパーのドラフト

を審議し、それを次々回の会議（2014年10月）において承認する予定である。

## 6 違法行為への対応（Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations）

職業会計士としての守秘義務（Confidentiality）は、倫理規程上の5つの基本原則（Fundamental Principles）の1つであるが、倫理規程は、職業会計士が機密情報を開示する職業的義務がある状況又はあり得る状況を特定しているものの、会計士にそのような状況を特定する方法及び対応する方法に関するガイダンスを提供していないため、これに対応することがこのプロジェクトの主な趣旨である。重要な検討事項は、職業会計士がクライアント又は所属する組織において、違法行為又はその疑いを認識した場合にはどのような手続を行う必要があるのか、そして、最終的に守秘義務に優先して監督官庁のような外部の第三者へ開示することを要求すべきかどうかということである。

### (1) プロジェクトの現状のアップデート

この違法行為への対応プロジェクトは、2012年8月に公開草案を公表したものの、寄せられたコメントのほとんどが反対意見であったため、2013年から再検討を行ってきている。現在、このプロジェクトのTFは、2012年公開草案に寄せられたコメントの分析とそれらへの対応方針をまとめたFeedback Statementを作成中である。

今回の会議では、このプロジェクトは個別議題としては取り上げられず、現在のTF活動のアップデートが行われた。

### (2) 主な論点

2012年公開草案に寄せられたコメントの分析によると、次のような大きな論点が浮かび上がってくる。

- 各国・管轄地域の法規制との関係：
  - すでにその国・管轄地域に違法行為への対応に関する法規制がある場合に、それと倫理規程との関係をどのように調整するのか、特に、職業会計士の責任問題への対応
- 対象となる違法行為の範囲：
  - 国際監査基準第250号（ISA250）「財務諸表監査における法令の検討」のように、直接的又は間接的に財務諸表に影響を与える事項に限定するのか、人の健康や安全への甚大な被害（例：テロ行為、環境・自然破壊、カルテル等）に関する違法行為まで対象にするのか、異なる違法行為には異なる対応をすべきか
- 重要性：
  - 違法行為の判定（疑いを含む）の重要性を、どのように基準化するのか
- 対応手続：
  - 違法行為やその疑いを認識した場合、これに対応するために職業会計士はどのような手続を踏むべきか、そのときに、経営者や統治責任者とどのように対応すべきか
- 第三者等への開示：
  - クライアントが適切な対応をしなかった場合、誰に、そして、最終的に監督官庁のような外部の第三者へ開示する必要があるのか、また仮に守秘義務違反とみなされた場合でも法的に保護されるのか
- 提供する業務や境遇が異なる職業会計士による対応：
  - 会計事務所等所属の職業会計士

(保証業務又は非保証業務の提供) 又は企業等所属の職業会計士のよ  
うに、提供する業務や境遇が異なる  
職業会計士によって、違法行為  
への対応の仕方は、異なるべきか  
あるいは同じであるべきか

以上の主な論点については、次に  
述べるラウンドテーブルにおいても、  
今後、議論されることが予定されて  
いる。

### (3) 今後の予定

2012年公開草案に寄せられたコメ  
ントの分析とそれらへの対応方針を  
まとめたFeedback Statementについ  
て、世界中のステークホルダーから  
広く意見を集め再公開草案を起草す  
る方針を固める目的で、2014年に香  
港(5月20日)、ブリュッセル(6  
月13日)及びワシントン(7月10日)  
でラウンドテーブルを開催する。こ  
こには、基準設定主体、財務諸表作  
成者、会計士団体(IFACメンバー)、  
監査法人/会計事務所等、規制当局、  
学会等各国の各界からの参加者が出  
席して意見交換する予定である。香  
港のラウンドテーブルには、日本か  
らも、JICPA倫理担当の上林常務理  
事他が出席された。このラウンドテ  
ーブルの様子は、本誌においていづれ  
報告する予定である。

これらのラウンドテーブルでの議  
論を踏まえて、次々回のボード会議  
(10月)で再公開草案の方向性を決  
める予定である。なお、再公開草案  
は、現在のところ、2015年の上半期  
にはボード会議において承認する計  
画でプロジェクトを進めている。

## 7 緊急課題及びアウトリーチ・プロジェクト (Emerging Issues and Outreach)

IESBAは、新たに発生した緊急的  
な問題への対処及びIESBA活動の成

果を広く社会に普及させるための啓  
蒙活動としてのアウトリーチを、適  
時に組織的に取り扱うことができ  
るようにプロジェクトを設定しTFを  
組成した。

今回の会議においては、次の3つ  
の緊急課題について意見交換を行っ  
た。

### (1) 欧州監査規制改革について

2014年4月に欧州議会本会議にお  
いて、修正が承認された法定監査指  
令及びPIEの法定監査に関する規則  
によって、欧州においてファーム・  
ローテーション制度が導入されるこ  
とが報告された。欧州域外の国や監  
査法人等に与えるインパクト等につ  
いての質問があったが、まだ詳細が  
不明とのことで、影響すると思われ  
る長期的関与及び非保証業務プロジ  
ェクトにおいては、今後の推移を注  
意深くフォローしていくことになっ  
た。また、戦略及び活動計画プロジ  
ェクトにおいても、今後、何らかの追  
加の作業が必要かどうかを検討して  
行くことになった。さらに、この件  
に関する国際会計士連盟(IFAC)の  
情報は、全てのボードメンバーにタ  
イムリーに伝達されることが確認さ  
れた。

### (2) MG Rover社ケース

BIG 4の1つが監査していた英国  
のMG Rover社の再編に際して、そ  
の監査人が再編に関する財務アドバ  
イザーもしていたが、再編により大  
量の退職者が出た。英国の規制当局  
は、MG Rover社は非上場ではある  
がPublic interest companyに相当す  
るとして、この監査法人は公益の観  
点から不適切な業務を受諾したとし  
て裁判になっているものである。

このケースでは、公共の利益(Pub  
lic interest)とは何か、このような

概念は監査人だけ又は全ての職業会  
計士に適用されるべきなのか、倫理  
規程の構成プロジェクトでの対応を  
どうするべきか等の検討項目がいく  
つも挙げられた。そこで、これらに  
関して何らかの作業が必要かどうか  
を、今後、戦略及び活動計画プロジ  
ェクトにおいて検討することになった。

### (3) 過度の節税対策

企業による過度の節税対策に関し  
ては、倫理に関する問題ととらえる  
べきなのか、あるいは、IFACの他  
のグループが対応すべきなのか、  
優れたタックス・プランニングと過  
度の節税対策を区別するガイダンス  
の必要性等について議論された。こ  
のテーマに関する具体的なプロジ  
ェクト立上げの必要性については、今  
後、戦略及び活動計画プロジェクト  
において検討することになった。

## 8 監査報告書

IAASBが、2013年7月に公表した  
監査報告書の改訂に関する公開草案  
は、独立性及びその他の倫理規定へ  
の遵守に関して、監査報告書におい  
て言及することを新たに提案している。

そこで、IAASBのボードメンバー  
が出席して公開草案の説明をした上  
で、IESBAのボードメンバーと意見  
交換を行った。準拠している全ての  
独立性や倫理規定等の名前(ソース)  
を列挙する方法には、ほとんどが否  
定的な意見であった。グループ監査  
に適用される規定をリストアップす  
る方法と、準拠国(the country of  
origin)の規定をリストアップする  
方法に賛同する意見が多かったが、  
グループ会社の状況によっては両者  
が同じ内容になる場合もあるとのこ  
とである。IAASBは、具体的なケー

スタディーをこれから作って検討するとのことであった。

本件については、今後も両審議会の意見交換を必要に応じて続けていくことになった。

## 9 2014年－2018年戦略及び作業計画

IESBAは、中期的活動計画である「IESBA 2014-2018年戦略及び活動計画（SWP：IESBA Strategy and Work Plan 2014-2018）」を検討した結果、2013年12月にコンサルテーション・ペーパー（CP）として公表し、ステークホルダーから広く意見を求めた。CPに対しては、JICPAを含む35の団体、個人からコメントが寄せられ、本会議においては、それらのコメントの分析、検討を行った。

頻繁な倫理規程の変更は避けるべきである等のコメントはいくつかあったものの、全体的な計画や方針については概ね支持するコメントが多かった。なお、筆者からは、報酬依存度の規定について、中小監査法人において実務上問題が生じていないかを調べるための適用後レビューの検討を提案した。いずれにしろ、寄せられたコメントをさらに検討した上で、次回の会議（7月）において、「SWP 2014-2018」を確定して承認する予定である。

## 10 ボードメンバーとして初参加の印象と抱負

筆者は、今回の会議に初めてボードメンバーとして出席した。会議初日の前日には、新しくボードメンバー及びテクニカル・アドバイザーになった人たちに対してオリエンテーションが行われた。そこで強調されたのは、ボードメンバーとしての心構え、

発言、行動は全て「公共の利益」（Public Interest）に資するものでなくてはならない。したがって、出身国や組織、特定の団体やグループ等の立場に立っての発言や行動をしてはならないということであった。

ここまで釘を刺されると、例えば、海外とは違う日本の実務や中小監査法人の立場に配慮した発言はなかなかできないことになる。特に、筆者の場合は、パブリック・ボードメンバーという立場上、より一層の独立性が求められている。

しかし、このような制約の下においても、パブリック・ボードメンバーとしての立場をわきまえた上で、筆者は、日本の監査実務や中小監査法人の現状、日本語への翻訳上の課題等を訴えるように心掛けたつもりである。例えば、今回、暫定決定したパートナー・ローテーション制度の変更は、日本の監査実務、特に、中小監査法人に大きな影響を与えるものと思われる。したがって、今後も可能な限り日本や中小監査法人の実情をよく説明して、微力ながらもグローバルとローカルの両方の実態に合うような国際倫理基準作りに貢献していきたいと思っている。

## 11 次回の会議予定

今回は、2014年7月7日から9日の間、ニューヨークのIFAC本部で開催される予定である。

\* 必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード J 0 1 0 0 9 0

 研修コード 1 0 0 1

履修単位 1単位